

森林の土地の所有者届出について

個人・法人にかかわらず、売買契約のほか、相続、法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した場合に、「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合は、森林の土地の所有者届出は不要です。

○届出方法

所有者となった日から90日以内に、市へ届出を行なってください。なお、相続による財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

○提出先

常陸大宮市産業観光部農林振興課農林整備G

問 本庁 農林振興課農林整備G ☎52-1111 内線205

伐採および伐採後の造林等の届出について

地域森林計画対象民有林(5条森林)において伐採を行う場合には、森林法第10条の8の規定により、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」、完了後には「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要です。

上記書類の提出を怠ったり、届出内容と異なる行為を行った場合には、森林法により罰せられることがあります。

なお、1haを超える森林の開発を行う場合及び保安林に指定されている森林を伐採する場合には、県知事の許可が必要です。

○提出が必要な方

森林所有者や立木を買い受けた方

○提出の期間

「伐採及び伐採後の造林の届出書」：伐採を始める90日から30日前まで

「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」：造林を完了した日から30日以内

○提出先

常陸大宮市産業観光部農林振興課農林整備G

問 本庁 農林振興課農林整備G ☎52-1111 内線205

平地林や里山林の整備・保全を支援します

茨城県では、森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」により、荒廃した平地林や里山林の間伐などの森林整備を支援しています。

事業実施にあたっては、市と森林所有者等との間で10年間の森林保全に関する協定を結び、整備後は、森林所有者等が森林を適正に維持管理することが必要となります。

お近くに手入れが必要な平地林や里山林などがございましたら、市までご相談ください。

(1)事業名 身近なみどり整備推進事業

(2)実施内容 植栽、刈払い、整理伐、枝打ちなどの森林整備

(3)事業の対象条件

- ・民有林または事業実施後に森林となることが確実な区域であって、地域の環境保全に寄与する区域
- ・市と森林所有者等において、10年間の森林の転用禁止などを定めた森林保全管理協定が締結されることが確実な区域

問 本庁 農林振興課農林整備G ☎52-1111 内線205